平成２１年（フ）第４３１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目21番３―603号、開始決定時の住民票上の住所大阪府岸和田市春木旭町１番14号
破産者　河本　泰志
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
大阪府貝塚市浦田100番地エバンタイユ22407号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市高松西２丁目2493番地の８
破産者　阪口　広司
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８４４号
大阪府和泉市松尾寺町1387番地
破産者　辻林　　稔
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７２号
大阪府和泉市いぶき野５丁目２番１―203号
破産者　北興産業こと　北森　興範
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９２号
大阪府和泉市光明台３丁目７番33―205号、前住所堺市北区新金岡町二丁３番４―207号
破産者　小笠原義隆
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
大阪府泉大津市助松団地１番１―401号、前住所大阪府泉大津市千原町１丁目９番４号
破産者　三好伸一郎
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
兵庫県小野市上本町158番地の22　みやこ荘201
破産者　篠原　秀樹
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１８２号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田３丁目５番８号
破産者　奥田　祥三
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４２８号
奈良市富雄元町２丁目６番48―601号
破産者　前　　朋樹
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５２０号
奈良市川上町492番地の20、住民票上の住所奈良市川上町492番地の15
破産者　虎杖　君子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５８４号
奈良県生駒市真弓南１丁目７番32号
破産者　今村ミツイ
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成１９年（フ）第４０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1861番地27
破産者　福本　晴喜
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２０年（フ）第９５号
鳥取県東伯郡北栄町西園1118番地
破産者　大森　　浩
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２２２１８号
大阪府大阪市城東区東中浜５丁目１番９号
破産者　株式会社大阪マツムラ
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８３８１号
神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号　ランドマークタワー
破産者　株式会社エルクリエイト
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５７号
長野県上田市古里78番地１
破産者　合名会社佐藤木材
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第２１４５号
名古屋市西区城西５丁目26番地４号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区錦２丁目11番24号
破産者　株式会社ナガヤ
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第９７３０号
大阪市中央区久太郎町２丁目２番７号山口興産堺筋ビル７階、登記上の本店横浜市港北区新横浜３丁目２番地６
破産者　株式会社ティティエス
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部